

## I. はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。

このため、国では、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定したものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成25年4月に施行されました。

### 2 深川市行動計画の作成

今回、深川市は、特措法第7条に基づき、政府が平成25年6月に作成した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）や北海道が平成25年10月に作成した「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「北海道行動計画」という。）を基本とし、「深川市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成しました。

市行動計画は、深川市における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や本市が実施する措置等を定めるとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。

また、市行動計画は、政府や道が新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて改訂する政府行動計画や北海道行動計画に対応して、必要な変更を行うこととします。

## Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### Ⅱ-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとしています。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられ、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け対策を講じていく必要があるとしており、国や道と緊密に連携し、国と同様に次の2点を主たる目的として対策を進めます。

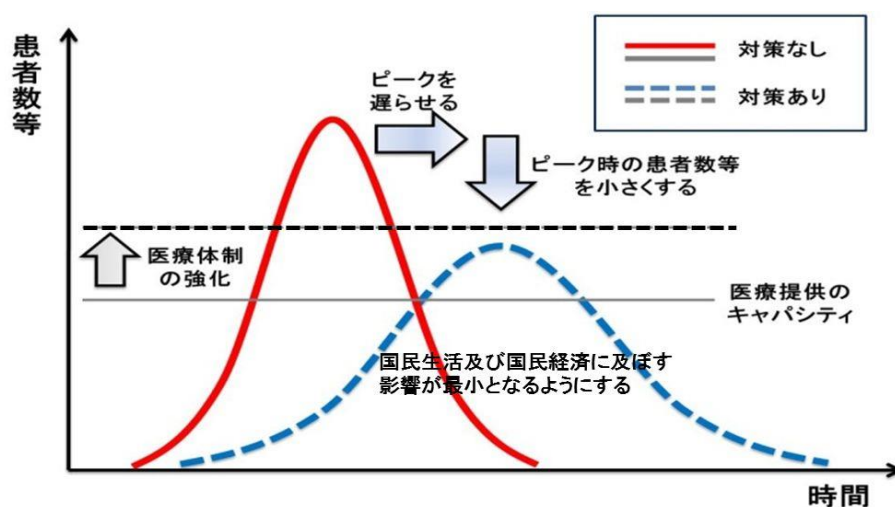
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保します。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

- ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らします。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

対策の効果・概念図



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定）

## Ⅱ－２．新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえ、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしています。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。

国としては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

また、道においても国の基本的考え方を踏まえながら道における新型インフルエンザ等対策に取り組むこととしており、本市においても国及び道の基本的考え方を踏まえながら新型インフルエンザ等対策に取り組むこととします。

以下は政府行動計画及び北海道行動計画に即した基本的考え方です。

(深川市の取組の考え方)

- 発生前の段階では、水際対策への協力、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの供給体制の整備、市民に対する啓発や市・企業による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。
- 道内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を道が行った場合は、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策に協力をします。
- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとします。

また、状況の進展に応じて、必要性が低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととします。

- 道内で感染が拡大した段階では、国、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や

市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されます。あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるため、社会の状況を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められることとなります。

- 事態によっては、地域の実情等に応じて、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）や道と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行います。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、特措法に基づき、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、道、本市や指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

## Ⅱ－３．新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備えるとともに、また発生した時には、特措法その他の法令及び行動計画等に基づき、国、道及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。この場合において、次の点に留意します。

### １ 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請が行われる場合には、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

### ２ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要があります。

### ３ 関係機関相互の連携協力の確保

深川市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部及び北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「北海道対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

市対策本部長は、本市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、特に必要があると認める場合には、北海道対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します。

また、本市は、未発生段階から、特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされる場合に備え、道との意見交換を行い、必要事項については調整を行います。

### ４ 記録の作成・保存

本市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表することとします。

## Ⅱ－４．新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

### 1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザ発生時の流行規模は、発生した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点でそれを完全に予測することは難しい現状にありますが、政府行動計画では、有効な対策を考える上で、被害想定として、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に患者数等の流行規模に関する数値を置いており、これを本市の人口比で算出すると、全国、道及び本市の被害想定は次のようになります。

- ・全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、全国では約1,300万人～約2,500万人、全道では約55万9千人～約107万5千人、本市では約2,400人（人口比10.2%）から約4,600人（人口比19.5%）と推計されます。
- ・入院患者数及び死亡者数については、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致死率0.53%とした場合では、入院患者数の上限は全国で約53万人、全道で約2万3千人、本市では約95人（人口比0.4%）となり、死亡者数の上限は全国で約17万人、全道で約7千人、本市では約24人（人口比0.1%）となります。また、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致死率2.0%とした場合では、入院患者数の上限は全国で約200万人、全道で約8万6千人、本市では約360人（人口比1.6%）で、死亡者数の上限は全国で約64万人、全道で約2万8千人、本市では約120人（人口比0.5%）となると推計されます。
- ・全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算すると、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は全国で約10万1千人（流行発生から5週目）、全道で約4千3百人、本市で約24人（人口比0.1%）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は全国で約39万9千人、全道で約1万7千人、本市で約70人（人口比0.3%）と推計されます。
- ・なお、政府行動計画では、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があるとしています。
- ・また、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととしています。
- ・更に、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところです。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前

提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要があります。

### 2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、以下のような影響が一つの例として想定されるとしています。

- ・ 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患します。
- ・ 罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。
- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

## Ⅱ－５．行動計画の主要項目

市行動計画では特措法や政府行動計画に基づき「１ 実施体制」、「２ サーベイランス・情報収集」、「３ 情報提供・共有」、「４ 予防・まん延防止」、「５ 予防接種」、「６ 医療」、「７ 市民生活及び市民経済の安定の確保」の７項目に分けて対策を進めます。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については以下のとおりです。

### １ 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があります。このため、本市は、国、道、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められます。

本市においては、新型インフルエンザ等の発生前から庁内会議等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部課等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進します。

新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置した場合、本市は必要に応じ特措法に基づかない任意の市対策本部を設置することとし、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合には、直ちに特措法に基づく市対策本部を設置し全庁一体となった対策の推進に努めます。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、市行動計画の策定や発生時の対応等について、医学・公衆衛生の専門家や深川市保健福祉施策推進協議会から意見を聴くこととします。

### 深川市新型インフルエンザ等対策本部の構成

#### ① 組織

- ・本部長は市長をもって充て、対策本部の事務を総括します
- ・副本部長は副市長をもって充て、本部長を助け、対策本部の事務を整理します。
- ・本部員は、教育長及び各部長職をもって充てます。
- ・本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命します。
- ・本部長は、必要と認めるときは、部を置くことができます。
- ・事務局 健康福祉課健康推進係

#### ② 市対策本部会議

- ・本部長は必要に応じ対策本部の会議を招集する。

#### ③ 各部の主な役割

- ・想定される各部の主な役割は次のとおりですが、発生状況により適宜対応することとします。



担当部	主な役割
市民福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関する事</li> <li>・ 新型インフルエンザ等発生状況の把握に関する事</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策に係るサーベイランスに関する事</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策本部の設置、運営に関する事</li> <li>・ 国、道、他自治体等との連携に関する事</li> <li>・ 市民への予防接種に関する事</li> <li>・ 市民からの健康相談、コールセンターの設置に関する事</li> <li>・ 医療体制に関する事</li> <li>・ 火葬、埋葬の許可、整備に関する事</li> <li>・ 遺体安置所の設置、運用に関する事</li> <li>・ 社会福祉施設利用者の感染状況の把握に関する事</li> <li>・ 社会福祉施設の感染予防に関する事</li> <li>・ 高齢者、障がい者など要援護者に関する事</li> <li>・ 保育所、幼稚園等における感染状況の把握に関する事</li> <li>・ 保育所、幼稚園等における感染予防に関する事</li> </ul>
企画総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市職員の感染予防、罹患状況に関する事</li> <li>・ 市職員の予防接種に関する事</li> <li>・ 広報など情報提供、伝達に関する事</li> <li>・ 関係施設の使用制限に関する事</li> </ul>
経済・地域振興部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所等との連絡に関する事</li> <li>・ 生活関連物資などに関する情報収集、要請に関する事</li> <li>・ 食料、生活必需品の確保に関する事</li> </ul>
建設水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水の安定供給に関する事</li> <li>・ 火葬、埋葬の許可、整備に関する事</li> <li>・ 遺体安置所の設置、運用に関する事</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育関係施設等の感染予防に関する事</li> <li>・ 教育関係施設等の感染状況の把握に関する事</li> <li>・ 関係施設の使用制限に関する事</li> </ul>
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関としての役割に関する事</li> <li>・ 市民への予防接種に関する事</li> <li>・ 市職員への予防接種に関する事</li> </ul>
消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者の移送に関する事</li> </ul>

## 2 サーベイランス・情報収集

### (1) 考え方

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することにより効果的な対策に結びつけることが重要です。

新感染症が発生した場合には、国及び道等からの要請に応じ、道内のサーベイランス体制の構築等に協力します。

## (2) 海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階

道は、患者の全数把握などのサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行うとしており、市では道と連携し、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力します。

## (3) 道内の患者数が増加した時点

道は、患者の全数把握の意義が低下するとともに、保健所や医療現場の負担が過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えるとしており、本市では道と連携し、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力します。

## (4) 活用

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、本市における体制整備等に活用するとともに、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てます。

## (5) 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス

道では、これら動物の間の発生の動向を把握するとともに、国がとりまとめた全国データを入手し、関係部局で情報を共有しながら対策に活用していくとしており、本市では、道と連携し、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力します。

# 3 情報提供・共有

## (1) 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、本市、国、道、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、本市、国、道、医療機関、事業者、個人、地域団体等の間でのコミュニケーションが必須であります。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する必要があります。

## (2) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることから、高齢者や障がい者、外国人、学生など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためホームページ等の活用も含めて多様な媒体を用いるほか、関係機関や団体等

を通じた周知に加え、特に支援が必要な方には地域団体等の各戸訪問による周知等を行い、それぞれの対象者向けに理解しやすい内容で、できる限り迅速にかつきめ細かく情報提供を行います。

### (3) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、本市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらううえで必要です。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生しやすいなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部課が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要です。

### (4) 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行うこととします。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠です。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要であり、また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要があります。

新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要です。

### (5) 情報提供

政府行動計画では、情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築するとしており、政府対策本部及び厚生労働省における広報担当官を中心としたチームを設置し、コミュニケーション担当者が適時適切に情報を提供できるよう、政府対策本部が調整するとしています。本市としても、国及び道が行う情報提供に合わせ、市民に対し、適切な情報提供に努めます。

提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要であり、また、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、市民からの相談や問い合わせの内容等から、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととします。

## 4 予防・まん延防止

### (1) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながります。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行いますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

### (2) 主なまん延防止対策

個人における対策については、市内における発生の初期の段階から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促します。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、道が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図ります。

地域対策・職場対策については、市内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施します。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、道が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合には、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図ります。

各種対策の推進にあたっては、風評被害の発生に十分留意します。また、海外で発生した際には、国において、状況に応じた感染症危険情報の発出や各種水際対策が実施されることから、必要に応じて、国の取組に協力することとします。

## 5 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

### (1) 特定接種

#### (ア) 特定接種について

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事

## 基本的な方針

業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
  - ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
- となっています。

新型インフルエンザ等発生時における接種に当たっては、政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を状況に応じて決定されることとなります。

### （イ）特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員については、本市が実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められます。

## （２）住民接種

### （ア）住民接種について

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなります。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなります。

政府行動計画では、住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本としています。事前に下記のような基本的な考え方が整理されていますが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定することとなります。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本としています。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者 ・ 基礎疾患を有する者 ・ 妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられますが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将

来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、政府行動計画では、以下のような基本的な考え方を踏まえ決定することとしています

A 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

B 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

C 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(イ) 住民接種の接種体制

住民接種については、本市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう道と連携し接種体制の構築を図ることとします。

### (ウ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部において、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定することとされており、本市としても、国や道と連携しながら、適切な接種体制の構築に努めます。

## 6 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、市内の社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されますが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要とされています。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要とされていることから、本市においても国、道及び関係機関等と連携を取りながら適切な医療体制の整備に努めます。

## 7 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われていています。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このため、政府行動計画では、新型インフルエンザ等発生時に、国民生活及び国民経済への影響を最小限とできるよう、国、地方公共団体、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要であるとしており、本市においても十分な事前準備が図られるよう努めます。

## Ⅱ－６．発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

市行動計画では、政府行動計画で示されている発生段階を引用しますが、国全体での発生段階の移行については、WHO（国際保健機構）のフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとされています。

地域での発生段階は、国と協議の上で、道が判断することとされており、本市においては、市行動計画で定められた対策を国や道が定める段階に応じて実施することとします。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要です。

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態  各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> </ul>
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態  各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> <li>・ 地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）</li> </ul> ※ 感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



## Ⅱ－７．対策推進のための役割分担

対策を推進するため、政府行動計画に基づき、各関係機関は次の役割を担うこととします。

### 1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進めます。

### 2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

#### 【本市の役割】

本市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、道や近隣の市町と緊密な連携を図ることとします。

#### 【道】

道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努めます。

### 3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めるものとします。

### 4 指定（地方）公共機関の役割

特措法第2条に規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

### 5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

### 6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められます。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

### 7 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

### Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとします。

対策の実施方法等については、国が別に定めるガイドラインを参考にします。

#### 未発生期

##### 状態

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが人から人への持続的な感染はみられていない状況

##### 目的

発生に備えて体制の整備を行う

##### 対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ国や道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進します。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。

#### (1) 実施体制

##### ① 市行動計画等の作成

- ・ 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び北海道行動計画を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直します。

##### ② 国・道等との連携強化

- ・ 国、道、他の市町等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練の実施に努めます。

#### (2) サーベイランス・情報収集

##### ① 情報収集

- ・ 国、道、WHO等の関係機関等から新型インフルエンザ等の対策等に関する情報を収集します。

##### ② 通常のサーベイランス

- ・道と連携し、道の情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、適宜協力します。

#### サーベイランス、情報収集に関する道の対策

- ・道は、国が実施する季節性インフルエンザに係る患者発生動向調査やウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）調査に協力するとともに、道内における患者発生動向やウイルスの性状について把握します。
- ・道は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握します。
- ・道は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知します。
- ・道は、国が実施するインフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査により、国民の免疫の状況に関する情報を把握します。
- ・道は、国が実施する鳥類・豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集や国立感染症研究所が実施する分析評価により新型インフルエンザの出現に関する情報把握に努めます。

### （３）情報提供・共有

- ・発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び道が発信する情報を入手することに努めるとともに、庁内組織での情報共有体制を整備します。
- ・道との連携の下、地域住民に必要な情報を的確に提供できるよう体制を整えます。
- ・国、道及び関係機関との情報共有体制の整備に努め、必要に応じて訓練を実施します。
- ・新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて設置する、コールセンター等の設置準備を進めます。

### （４）予防・まん延防止

#### ① 感染対策の実施

- ・市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。

#### ② 防疫措置、疫学調査等についての連携強化

- ・国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等に協力します。

### （５）予防接種

#### ① 登録事業者の登録

（ア）国が定める特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこと等に協力します。

（イ）特定接種の対象となる本市職員等を把握します。

（ウ）国が事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録

することに協力します。

## ② 接種体制の構築

### 【特定接種】

本市職員等について、国からの要請に基づき、集団的接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう接種体制を構築します。

### 【住民接種】

- (ア) 特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく市民へのワクチン接種を速やかに行うため、政府行動計画、北海道行動計画で示された接種の考え方を踏まえ、あらかじめ優先接種対象者（ワクチン需要量）の把握に努めます。
- (イ) 円滑な接種の実施のために、国及び道の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。
- (ウ) 速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、国、道、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種対象者に応じた接種の具体的な実施方法の構築に努めます。

## ③ 情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図ります。

## (6) 医療

### ① 地域医療体制の整備

道等と連携し、道の医療体制の整備に関する対策に適宜協力します。

#### 地域医療体制の整備に関する道の対策

- ・ 道は、医療体制の確保について、国から具体的なマニュアル等の提供などの助言等を得ながら、必要な体制整備に努めます。
- ・ 道は、二次医療圏を単位とし、道立保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関(国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等)や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に努めます。  
また、二次医療圏に保健所設置市がある場合は、当該保健所設置市と道立保健所が連携・協力して医療体制の整備を進めることとします。
- ・ 道は、国からの要請を受け、関係機関・団体等との協力を得ながら、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めます。また、国との連携の下、一般の医療機関においても、新型インフ

ルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請します。

## ②国内感染期に備えた医療の確保

道等と連携し、道の医療の確保に関する対策に適宜協力します。

### 国内感染期に備えた医療の確保に関する道の対策

道は、以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組みます。

- ・ 道は、全ての医療機関に対して、地域感染期において極端に増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国から提供されるマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努めます。
- ・ 道は、地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、指定(地方)公共機関である医療機関又は公的医療機関等(国立病院機構の病院、公立病院、日赤病院、済生会病院、労災病院等)で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努めます。
- ・ 道は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を把握します。
- ・ 道は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討します。
- ・ 道は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討します。
- ・ 道は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討します。

## ③研修等

道等と連携し、道の研修等に関する対策に適宜協力します。

### 研修等に関する道の対策

- ・ 道は、国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知します。
- ・ 道は、国と連携しながら、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行います。

## (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### ①業務計画等の策定

新型インフルエンザ等の発生時に備え、地域住民の生活支援を的確に実施できるよう、業務継続計画を策定するなど十分な事前の準備を行うこととします。

### ② 要援護者への生活支援

地域感染期における高齢者、障がい者などの要援護者への生活支援(見回り、介護、

訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、道と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておくこととします。

③ 火葬能力等の把握

道との連携により、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討するとともに、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

④ 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備の整備に努めます。

## 海外発生期

### 状態

- ・ 海外でインフルエンザ等が発生した状態
- ・ 国内ではインフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

### 目的

- ・ 国内発生に備えて体制の整備を行う。

### 対策の考え方

- ・ 対策の判断に役立てるため、国及び道との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- ・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促します。
- ・ 国内発生をできるだけ遅らせるために国が実施する検疫等に協力するとともに、医療機関等への情報提供、市民生活及び市民経済の安定のための準備を進め、道内発生に備えた体制整備に努めます。

#### (1) 実施体制

海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合は、庁内会議において対応協議を行うなど、市対策本部の設置に向けた準備を進めます。

#### (2) サーベイランス・情報収集

道等と連携し、情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、道の対策に適宜協力します。

##### サーベイランス・情報収集に関する道の対策

###### ●情報収集

- ・ 道は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国等を通じ必要な情報収集に努めます。
- ・ 病原体に関する情報
- ・ 疫学情報(症状、症例定義、致命率等)
- ・ 治療法に関する情報(抗インフルエンザウイルス薬の有効性等)

###### ●サーベイランスの強化等

- ・ 道は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施します。
- ・ 道は、国の対策に準じ、道内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始します。
- ・ 道は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化します。



● 調査研究

- ・ 道は、国が実施する国民の各年齢層等における抗体の保有状況の調査など、対策に必要な調査研究等に協力します。

(3) 情報提供・共有

① コールセンター等の体制

- ・ 国からの要請に基づき、住民からの一般的な問い合わせに対応できるようコールセンター等を設置し、国が作成するQ&Aなどを参考にしながら、適切な情報提供に努めます。

② 情報提供方法

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び道が発信する情報を入手し、市ホームページやコールセンター窓口などを通して、住民への情報提供に努めます。
- ・ 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じるよう努めます。

(4) 予防・まん延防止

市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。

(5) 予防接種

① 特定接種

国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、本市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

② 住民接種

(ア) 国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国と連携して、接種体制の準備を行います。

(イ) 国の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう、集団接種、協力医療機関での一斉接種（期間を定め集中的に接種）や個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種体制を構築します。

(ウ) 本市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市民等に対し積極的に情報提供を行います。

(6) 医療

国及び道が実施する医療体制の整備、帰国者・接触者相談センターの設置、医療機関への情報提供等、海外発生時の各種対応について協力します。

医療に関する道の対策

- 新型インフルエンザ等の症例定義

道は、新型インフルエンザ等の症例定義について、関係機関に周知します。

### ● 医療体制の整備

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。（保健福祉部）

- ・ 政府行動計画では、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うこととしているため、道においても帰国者・接触者外来の整備に努めます。
- ・ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、北海道医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制の整備に努めます。
- ・ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請します。
- ・ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を道立衛生研究所において、亜型等の同定を行うとともに、国立感染症研究所にその確認を依頼します。

### ● 帰国者・接触者相談センターの設置

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- ・ 帰国者・接触者相談センターを設置します。
- ・ 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知します。

### ● 医療機関等への情報提供

道は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

### ● 検査体制の整備

道は、国からの技術的支援の下、道立衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を速やかに整備します。

### ● 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ・ 道は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行います。
- ・ 道は、国と連携しながら、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請します。
- ・ 道は、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導します。

## (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### ①事業者対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請します。

### ②要援護者対応

新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡します。

③遺体の火葬・安置

道との連携により、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

## 国内発生早期

### 状態

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

(地域未発生期)

- ・道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(地域発生早期)

- ・道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

### 目的

- ・国内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### 対策の考え方

- ・国内での発生状況について注意喚起するとともに、道内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、道等と連携して、医療機関、事業者、市民に対して積極的な情報提供を行います。
- ・市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備、予防接種の準備等、道内発生に備えた体制の整備を急ぎます。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

## (1) 実施体制

### ①市対策本部の設置

国により緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置します。

また、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要があると認めた場合には特措法に基づかない任意の対策本部を設置します。

## (2) サーベイランス・情報収集

道等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

### サーベイランス・情報収集に関する道の対策

#### ●情報収集

道は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集します。

#### ●サーベイランスの強化等

・道は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等で

の集団発生の把握の強化を実施します。

- ・道は、国が実施する新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力し、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報の迅速な提供に努めます。
- ・道は、国等から国内の発生状況の情報を収集し、国と連携しながら、必要な対策を実施します。

### (3) 情報提供・共有

#### ①コールセンター等の体制充実・強化

国からの要請に基づき、コールセンター等の体制の充実・強化に努めます。また、状況の変化に応じたQ&Aの改定版の配布を受け、相談対応に活用します。

#### ② 情報提供方法

国及び道が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努めます。また、新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施される対策に係る情報などについて速やかに市民に情報提供します。

### (4) 予防・まん延防止

- ・市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。
- ・市内での発生の備え、市の施設の閉鎖について検討をします。
- ・道が行う患者対策や濃厚接触者対策について、要請に基づいて対応します。

### (5) 予防接種

#### ①特定接種

ワクチンが確保された場合、本市職員の対象者に対する特定接種を進めます。

#### ②住民接種

- ・市民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、市民周知を図るとともに、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく接種を開始します。
- ・緊急事態宣言がされている場合は、基本対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。
- ・接種の実施に当たり、国、道及び医師会等と連携して、公的施設の活用や、医療機関に委託すること等により接種会場を確保しての集団接種や、協力医療機関での一斉接種（期間を定め集中的に接種）、個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種を行います。

### (6) 医療

国及び道が実施する医療体制の整備、帰国者・接触者相談センターの設置、医療機関へ

の情報提供等、国内発生早期における各種対応について協力します。

### 医療に関する道の対策

#### ● 医療体制の整備

- ・ 道は、国の要請に基づき、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続します。また、国の要請に基づき、患者等が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行します。

#### ● 患者への対応等

- ・ 道は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行います。この措置は、病原性が高い場合に実施することとしますが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施することとします。
- ・ 道は、国と連携し、必要と判断した場合に、道立衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR 検査等の確定検査を行います。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行います。
- ・ 道は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導します。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送します。

#### ● 医療機関等への情報提供

- ・ 道は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

#### ● 抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 道は、国内感染期に備え、引き続き、国と連携しながら医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請します。

#### ● 医療機関・薬局における警戒活動

- ・ 医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。

## (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### ① 要援護者対策

- ・ 要援護者の支援計画に基づき、要援護者対策を実施します。
- ・ 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

② 遺体の火葬・安置

- ・ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとします。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

① 水の安定供給

- ・ 水を安定的かつ適切に供給するために消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において必要な措置を講じます。

② 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

## 国内感染期

### 状態

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。  
(地域未発生期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(地域発生早期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

(地域感染期)

道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態

(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)

### 目的

- ・医療体制を維持する。
- ・健康被害を最小限に抑える。
- ・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

### 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。
- ・地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、国・道と連携しながら、市として実施すべき対策の判断を行います。
- ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- ・医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめるよう努めます。
- ・欠勤者の増大が予測されますが、市民生活及び市民経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努めます。
- ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。



### (1) 実施体制

#### ○市対策本部の設置

- ・ 国により緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置します。
- ・ 緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要があると認めた場合には特措法に基づかない任意の対策本部を設置します。

### (2) サーベイランス・情報収集

道等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

#### サーベイランス・情報収集に関する道の対策

##### ● サーベイランス

全国での患者数が数百人程度に増加した段階において、国が新型インフルエンザ等患者等の全数把握について都道府県ごとの対応と決定した際は、当該決定に応じたサーベイランスを実施します。

(地域未発生期、地域発生早期における対応)

引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を実施します。

(地域感染期における対応)

- ① 新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続します。
- ② 道は、国内の発生状況に関する情報収集を行い、国と連携し、必要な対策を実施します。

##### ● 調査研究

道は、引き続き、国が実施する感染経路や感染力、潜伏期等の情報収集・分析や新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や重症者の症状・治療法と転帰等、対策に必要な調査研究と分析を活用し、対策に反映させます。

### (3) 情報提供・共有

#### ①コールセンター等の体制充実・強化

- ・ 国からの要請に基づき、コールセンター等の体制の充実・強化に努めます。また、状況の変化に応じたQ&Aの改定版の配布を受け、相談対応に活用します。

#### ②情報提供方法

- ・ 国及び道が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努めます。また、新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施される対策に係る情報などについて速やかに市民に情報提供します。

### (4) 予防・まん延防止

- ・ 引き続き住民に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促します。

- ・道が行う患者対策や濃厚接触者対策について、要請に基づいて対応します。
- ・市の施設の閉鎖や市の主催行事の中止又は延期について検討します。

## (5) 予防接種

### ○住民接種の実施

- ・緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。
- ・緊急事態宣言がされている場合は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

## (6) 医療

- ・国及び道と連携し、関係機関・団体等の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。
- ・道等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び道からの要請に応じ、その取組みに適宜、協力します。

### 医療に関する道の対策

#### ● 患者への対応等

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

(地域未発生期、地域発生早期における対応)

- ・引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等が実施されるよう努めます。
- ・必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とします。

(地域感染期における対応)

- ・帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療が行われるよう努めます。

また、市町村とともに関係機関と調整の上、病診連携を始め、医療機関の連携を図り、地域全体で医療体制が確保されるよう努めます。

- ・入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知します。
- ・医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知します。
- ・関係機関・団体等と調整のうえ、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医

薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう努めます。

● 医療機関等への情報提供

道は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

● 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

道は、国と連携しながら、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握と流通状況の調査を行い、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、国備蓄分を配分する等の調整を国に依頼します。

● 在宅で療養する患者への支援

道は、市町村が関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合に実施する在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に必要な協力を行います。

● 医療機関・薬局における警戒活動

医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。

● 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

- ・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じます。
- ・道は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供するよう努めます。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖することとします。

## （7）市民生活及び市民経済の安定の確保

### ① 要援護者対策

- ・要援護者の支援計画に基づき、要援護者対策を実施します。
- ・新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

### ② 遺体の火葬・安置

- ・引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとします。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとします。

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

#### ① 水の安定供給

- ・国内発生早期と同様に、水を安定的かつ適切に供給するための措置を継続します。

#### ② 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び道と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を引き続き行います。
- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び道と連携して適切な措置を講じます。

#### ③ 遺体の火葬・安置

- ・国から可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受けた場合には適切に対応します。
- ・国から死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受けた場合には適切に対応します。

#### ④ 要援護者対策

- ・国から在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受けた場合には適切に対応します。

## 小康期

### 状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状況。

### 目的

- ・ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### 対策の考え方

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供します。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

#### (1) 実施体制

##### ○ 市対策本部の廃止

- ・ 緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止します。

#### (2) サーベイランス・情報収集

##### ① 情報収集

国、道、WHO等の関係機関等から新型インフルエンザ等の対策等に関する情報を収集します。

##### ② サーベイランス

道等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力します。

##### サーベイランス・情報収集に関する道の対策

- ・ 道は、通常のスーベイランスを継続します。
- ・ 道は、再流行を早期に探知するため、国の方針に基づき、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化します。

#### (3) 情報提供・共有

##### ① コールセンター等の体制の縮小

国からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小します。

##### ② 情報提供方法

国及び道が発信する、第1波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性につ

いての情報を入手し、市民へ情報提供します。

#### (4) 予防・まん延防止

第二波発生に備えるため、引き続き住民に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促します。

#### (5) 予防接種

##### ○ 住民接種の実施

- ・ 流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進めます。
- ・ 緊急事態宣言がされている場合は、流行の第二波に備え、国及び都道府県と連携し特措法第46条の規定に基づく予防接種法第6条第1項に規定する住民に対する予防接種を進めます。

#### (6) 医療

道等と連携して、以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力します。

##### 医療に関する道の対策

##### ● 医療体制

道は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻します。

##### ● 抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 道は、国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に対し、周知します。
- ・ 道は、流行の第二波に備え、必要に応じ、国と連携し、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行います。

#### (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

##### ○ 要援護者対策

新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

#### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

国、道などと連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

## 参考 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

道では、国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合、次のとおり対策を行こととされていることから、本市では、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の道の対策

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 体制強化

① 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、北海道感染症危機管理対策本部を開催し、国の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定します。

情報の集約・共有・分析にあたっては、北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部が設置されている場合には、所管部局が連携しながら効率的に行います。

② 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHO から情報発信が行われた場合には、必要に応じ、関係部局において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、国が行う水際対策に協力するとともに、道民への情報提供に関する措置について検討します。

#### (2) サーベイランス・情報収集

##### (2)-1 情報収集

道は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集します。

#### 情報収集源

- ・ 国の関係機関（内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、検疫所等）
- ・ 国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 都府県、市町村

##### (2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

道は、道内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握します。

#### (3) 情報提供・共有

(3)-1 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国等と連携し、発生状況及び対策について、道民に積極的な情報提供を行います。

(3)-2 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOから情報発信が行われた場合には、国等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行うとともに、道民に積極的な情報提供を行います。

#### (4) 予防・まん延防止

##### (4)-1 人への鳥インフルエンザの感染対策

##### (4)-1-1 水際対策

① 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOか

ら情報発信が行われた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、道民への注意喚起を行います。

② 道は、検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行うなど、道内における感染防止に努めます。

#### (4)-1-2 疫学調査、感染対策

① 道は、必要に応じ、国と連携し、積極的疫学調査を実施します。

② 道は、国からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施に努めます。

③ 道は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、国と連携して、自宅待機を依頼します。

#### (4)-1-3 家きん等への防疫対策

道は、道内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施します。

- ・国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を行います。

- ・殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、道による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請します。

- ・防疫措置に伴い、防疫実施地域における警戒活動等に協力します。

#### (5) 医療

##### (5)-1 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

① 道は、国の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努めます。

② 道は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施します。また、検査方法について、国から情報提供を受け、道立衛生研究所で実施できるよう努めます。

③ 道は、国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じます。

##### (5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO から情報発信が行われた場合

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- ・海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知します。

- ・発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知します。